

令和6年第2回始良市教育委員会定例会

令和6年2月13日(火)

開会 午前10時00分

閉会 午前11時35分

加治木総合支所南庁舎3階大会議室

1 出席者

小倉教育長 川畑委員 岩元委員 藤田委員 高橋委員

2 教育委員会事務局の出席者

北野教育部長 湯田次長兼教育総務課長 濱田次長兼学校教育課長
享保次長兼社会教育課長兼図書館事務局長 留野保健体育課長 杉尾国体推進課長

3 議事

議案等番号	件名	結果
議案第2号	令和5年度始良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件	可決
議案第3号	令和6年度始良市一般会計予算(教育費)に関する件	可決
議案第4号	始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件	可決
議案第5号	始良市学校給食費等に関する条例施行規則の制定に関する件	可決
議案第6号	始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の件	可決
議案第7号	始良市学校給食の給食費未納者対策に関する事務処理要領を廃止する訓令の件	可決
議案第8号	始良市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する告示の件	可決

4 議事録

教育部長 ただいまから令和6年第2回始良市教育委員会定例会を開催いたします。本日の議題は、議案7件となっておりますので、委員の皆様よろしく願います。それでは、これ以降の議事の進行につきましては、小倉教育長にお願いいたします。

教育長 本会議は公開を原則としておりますが、本日の会議を公開することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって本日の会議は公開することとします。まず日程第1「議事録の承認・署名」についてであります。皆さん、前回議事録の承認・署名は、お済みでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは、前回議事録は承認されたものと認めます。次に、日程第2「委員及び教育長の報告」についてであります。委員の皆様方から、何かご報告はございませんでしょうか。

委員 おはようございます。1月20日第33回椋鳩十文学記念館賞・全国読書感想文コンクールの表彰式が加音ホールで行われ出席いたしました。オープニングに始良市少年少女合唱団の演奏があり、会場を盛り上げました。表彰式には特選以上の入賞者及び学校賞・学校奨励賞の受賞校も出席されておりました。学校賞では柁城小・加治木中、学校奨励賞では山田小学校が受賞されておりました。椋鳩十賞の作品朗読及び喜びの言葉にとても感動したところでした。2月8日から10日まで2泊3日で教育委員の研修視察に参加いたしました。今年度は東京での研修ということで、国会議事堂の見学、それから江東区ブリッジスクール東大島教室の視察研修、国立博物館の見学、令和5年度市町村教育員会研究協議会への参加等、とても盛りだくさんの内容でございました。この研修で学んだことを今後の始良市の教育に少しでも役立てることができればと思うことでした。計画をしてくださった委員会の方々に感謝いたします。ありがとうございました。以上です。

教育長 ほかにございませんでしょうか。

委員 2月4日に始良・伊佐地区生涯学習推進大会が栗野中央公民館で行われました。始良・伊佐地区も3つの市と一つの町から生涯学習の実践発表が行

われました。始良市は、あいら未来特使団の発表でした。子どもたちが発表したんですけれども、すごくいい内容で、感謝の気持ちが体験によって非常に培われたという話をしておりました。

そして野口たくおさんの元気な講演がありました。非常に実のある体験になったと思います。以上です。

教育長

ほかにございませんでしょうか。

なければ私の方からご報告いたします。ただいま委員の皆様方から行事についてのご報告をいただきましたが、先週ですね、木・金・土と2泊3日で東京を中心とした研修視察でありました。ありがとうございます。また、いろいろなご見識を深められたところで、いろいろご意見いただければと思っております。

この1月から2月、いろいろなイベントが結構多いところでございます。寒い中、特に今年は特段、雪が降っているわけでもなく行事が進んでいるところでございます。また皆様方ご都合つければ、ご参加いただければと思います。

それでは議案に入ってまいりたいと思います。日程第3、議案第2号「令和5年度始良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件」を議題といたします。まず事務局の説明をお願いいたします。

事務局

(教育総務課長) それでは、議案第2号「令和5年度始良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件」について説明いたします。

この資料の1ページをお開きください。今回補正額は、市全体で1億5,247万7千円増額しまして、補正後の予算額は396億2,283万4千円となります。

6ページをご覧ください。こちらが市全体の歳出の総括表です。項目欄の款の10教育費の行をご覧ください。今回の教育費の補正額は8,294万8千円を増額し、補正後の額は28億710万8千円となります。

これは、各課において、年度末の各種事業の決算見込みに伴う執行残を減額しつつ、新学期の準備に向けて不足する費用や国庫補助金の内示のあった事業費を増額して計上しておりますので、教育部全体では、増額補正の予算案となっております。

それでは、各課から順次、補正予算の内容を説明させていただきます。

はじめに、教育総務課の歳出予算につきまして、事業費確定による執行残は減額し、新年度に向けて、小中学校の教室数(普通教室4増、特別支援教室9増)の増加に伴う改修工事費、備品・消耗品費等を調達するための費用を計上しています。また、国から補助金の内示がありました始良小学校体育館の外壁改修工事費と、学校バリアフリー化整備のための工事費を計上しております。

主なものをご説明いたします。13ページの上から9行目の「学校ICT化整備業務委託料」353万9千円は、新年度の教職員の人数が現時点で10人程度の増員が見込まれたことから、不足することになるパソコンを調達

するための費用を計上しております。

その下の○印の「学校施設バリアフリー化整備事業」の工事請負費 1 億 3,435 万円は、現に、特別な支援を要する児童生徒が在学している柁城小学校、重富小学校、蒲生小学校及び帖佐中学校の 4 校の校舎と体育館、そして、加治木中学校の校舎と体育館をバリアフリー化する改修等工事を令和 5 年度予算に前倒して着手するために計上しております。

次に 15 ページをお開きください。1 学校管理費の右の説明欄の○印の「小学校維持管理事業」の中の上から 11 行目の修繕費につきましては、273 万 8 千円を増額して計上しております。これは、来年度 4 月の普通学級と特別支援学級の教室増に伴うものでございます。普通教室が 2 教室、特別支援学級が 5 教室増えますので、教室等を間仕切る工事や黒板や照明器具などを設置するための経費となります。

また、○印の「小学校備品等整備事業」では、机と椅子などの物品を購入するための経費として、消耗品費 111 万 6 千円、各学校用の備品 195 万 3 千円を増額して計上しております。

次に、○印の「小学校施設整備事業」の工事請負費 2,330 万 1 千円は、本年度に実施した始良小学校体育館の外壁（南東側）改修工事の残りの北側と西側の外壁改修工事を前倒して令和 5 年度で予算化するために計上しております。

ただし、いずれも年度末の 3 月末までの工事が困難でございますので、令和 6 年度の予算へ繰り越す手続を行い、令和 6 年度末までに実施することになります。

予算を令和 5 年度補正予算に前倒しする理由は、これまでの経験上、国から事業を前倒しするよう要請があった場合に、これに応じることで、国からの補助金が受けやすい傾向があります。もし、これを令和 6 年度予算にした場合、補助金の決定が 6 月頃になりまして、夏休み期間に工事を行うことが困難ということもございまして、事業を優位に、効果的に進めるために、前倒して予算化をしたところでございます。

16 ページをお開きください。3 中学校費、学校管理費、説明欄の上から 9 行目の○印の「中学校備品等整備事業」について、こちらも教室増に伴う増額補正をしております。普通教室 2 教室、特別支援教室 4 教室増える予定でございます。

ページを戻っていただき、9 ページをお開きください。歳入予算ですが、中段の国庫支出金の国庫補助金、説明欄の上から 2 番目と 4 番目の学校施設環境改善交付金 4,805 万円と 2,702 万 5 千円は、先ほど説明した学校のバリアフリー化整備工事と始良小学校体育館の外壁改修工事に対する国の補助金でございます。その補助率は学校のバリアフリー化整備工事は 2 分の 1、また、始良小学校体育館の外壁改修工事は 3 分の 1 相当を国から交付される額として計上しております。教育総務課の説明は以上です。

(学校教育課長) 学校教育課の 3 月補正予算の説明をさせていただきます。歳出の増額補正予算について説明いたします。資料 17 ページの下段、市単独幼稚園就園奨励費補助金は、幼稚園に対しての補助金になりますが、当初予算の見積りの園児数より実際の園児数が多くなったことで、予算不

足が生じたことから不足分の8万9千円を計上しています。
続きまして次の段の子育てのための施設利用給付交付金でございます。
幼稚園費に係る国及び県から交付された交付金の精算による返還金になります。この交付金は前年度に概算で交付されたものを翌年度の実績報告により交付金が確定します。令和4年度当初の補助対象となる園児数の概算より、実績の対象者数が少なかったため、過剰に交付されたことになりました。そのため、交付金を返還する必要があり、国に469万3千円、県に234万7千円、それぞれの返還金を計上しています。
以上の2件で、そのほかに不用額に伴う減額補正をしています。以上です。

(社会教育課長・図書館事務局長) 社会教育課・図書館事務局の補正予算の内容について説明します。

資料は、18ページから20ページになります。社会教育費の「社会教育総務費」・「公民館費」・「図書館費」・「文化財費」・「社会教育施設費」の5つの目で、総額1,244万7千円の減額補正となっております。

いずれも、年度末における各種事業の決算見込み及び事業費確定による執行残を減額するための補正で、増額する補正予算はありません。

主なものとしましては、各公民館や図書館などの社会教育施設の光熱水費の執行残が694万円、また今年度改修工事をしました蒲生公民館の空調設備改修工事の入札残が160万6千円などであります。

社会教育課・図書館事務局の説明は以上です。

(保健体育課長)保健体育課計上分について説明いたします。

なお、今回の補正予算は執行残の減額補正が主なものですので、増額補正したもののみ説明いたします。

資料の21ページの2体育施設費の欄をご覧ください。補正前の予算額が7,853万6千円、補正額が56万8千円、補正後の予算額が7,910万4千円となっております。

一番右の説明欄の総合運動公園維持管理事業の中の需用費の修繕料として、88万3千円の増額補正をしています。これは、総合運動公園の体育館及び陸上競技場のトイレの浄化槽について、維持管理における点検で異常として指摘があったブローヤや水中ポンプ等の部品交換をするために補正予算として計上したものでございます。

以上で保健体育課の補正予算について説明を終わります。

教育長

各課の本年度の補正予算の関する説明が終わりました。これから質疑を行います。何かご質疑ございませんでしょうか。

ほとんどが減額補正ですが、増額したい予算についての説明がありました。

なければ質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第2号は、事務局からの提案のとおり可決することに

教育長 ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第2号「令和5年度始良市一般会計補正予算(第12号)(教育費)に関する件」については、可決されました。次に日程第4、議案第3号「令和6年度始良市一般会計予算(教育費)に関する件」を議題といたします。まず事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (教育総務課長) それでは、定例会資料の24ページをお開きください。議案第3号、「令和6年度始良市一般会計予算(教育費)に関する件」について、ご説明いたします。

令和6年度の始良市全体の予算案の総額は、本年度より22億1千万円増額した359億1,300万円となります。

37ページをお開きください。表の下から4番目の教育費の歳出予算は、本年度より3億9,260万9千円増額した30億612万3千円となりました。これは、市全体に占める教育費の割合は、本年度より1.0ポイント上昇した8.4%となります。主な要因としましては、学校給食費公会計化事業、そして複合新庁舎建設関連事業の予算増が挙げられます。

ページを戻って、32ページをご覧ください。こちらは、市全体の歳入の内訳でございます。33ページから36ページについて教育費の歳入の明細を記載しております。37ページからは歳出の内訳・詳細となります。

それでは、主な予算内容につきましては、事前に配付しております表紙に「令和6年度予算概要説明 始良市教育委員会」と記載された別添の資料を使いまして、ご説明をさせていただきます。各課から順次説明をいたします。なお、この資料に記載されていない事業や歳入予算に関連した補足も付け加えて説明させていただきます。

別紙の「予算概要説明」の2ページをお開きください。右上の「市立幼稚園にかかる費用 6,275万円」について、「主な使いみち」として、先生の人件費として4,757万円のうち、会計年度任用職員として任用する幼稚園講師25名分の報酬は、前年度比で887万9千円増額して3,373万9千円となっています。

次に、水道・電気・燃料・電話代として528万円と空調・浄化槽の点検代として259万円は、経常的な経費として計上しております。

次に、施設の改修の予算としては98万円。これは帖佐幼稚園の倉庫を設置するための工事費として計上しております。

次に、3ページをお開きください。

上段の「小学校を管理運営する 3億8,007万円」について、ご説明いたします。「小学校維持管理事業」では、漆小学校と西浦小学校の司書業務を兼任する司書補1人を新たに雇用するための費用を上積みして計上したところがございます。これは、教科と図書室との連携を強化することによりまして、様々なメリットがあることを期待した取組となっております。具体的には、社会科や理科と図書室が連携することで、児童が授業で扱う

テーマや人物について、図書や資料を図書室で収集などすることにより、児童はより深く教科を理解するとともに、児童の資料収集能力や情報活用能力の育成、そして科学的思考力の育成が図られるとされたところで、新たな取組で司書補を雇用するというところになったところでございます。

次に「小学校施設整備事業」では、重富小学校本校舎の健全度を調査・測定し、必要な改修箇所やその緊急性を正確に把握したうえで、その改修等の方針を検討するために重要となる情報を収集し、効果的な改修等計画を策定するための不可欠な手段として、専門的な意見を得るための危険度判定業務委託に624万2千円を計上しています。

工事請負費では、学校施設や設備の改修等に要する経費として、重富小学校西校舎の非常階段改修工事に340万8千円、加治木小学校体育館の床研磨改修工事に425万5千円、重富小学校の体育倉庫新築工事に888万6千円が主な内容です。また、令和6年度から新たに課税される国税である森林環境税が、森林環境譲与税として都道府県・市町村へ譲与されることとなりますが、その譲与税を活用して、学校施設における木材の利用促進への取組として、森林環境譲与税基金から508万円を繰り入れまして、三船小学校の教室棚や用具入れ等の改修工事を予定しています。

次に、「小学校備品等整備事業」では、学習机・椅子130セットを新JIS規格の製品に更新するための経費を含めて36万9千円増額した286万8千円を計上しています。また、備品購入費では、前年度比で78万9千円増額した250万円を計上しています。

次に、下段の「中学校を管理運営する 2億4,479万円」について、説明いたします。「中学校維持管理事業」では、学校施設の営繕費用として、前年度比で161万8千円増額しています。また、現在建設中の重富中学校プレハブ校舎のリース料として4,448万4千円を計上しています。

「中学校施設整備事業」では、帖佐中学校の17号棟校舎の屋上の防水工事費として、2,535万2千円を計上しています。

「中学校備品等整備事業」では、小学校と同じく学習机・椅子80セットを新JIS規格の製品に更新するための経費を含めて83万円増額した182万9千円を計上しています。

次に、5ページをお開きください。右下の「教育施設の安全管理 500万円」について、説明いたします。本年度実施した「学校樹木等安全確保事業」で、樹木医による健全性を診断した結果に基づいて、樹木に起因した事故を未然に防止するために、樹木の伐採や剪定などの対処をして危険を取り除くための費用として今回500万円を計上しています。

教育総務課分の説明は以上です。

(学校教育課長) 学校教育課です。

1ページの「①学校教育の充実」からになります。

まず、「次世代を担う人材育成」に関する事業になります。295万円を計上しています。指導力向上のための講習会の開催や、地域や事業所との協働によるキャリア教育事業の実施、また各小中学校に総合的な学習の時間研究事業に必要な補助金を交付し、児童生徒の自立性と学力の向上の推進を図ってまいります。

次に右隣の「科学への興味・関心を深める」事業になります。411万円を計上しています。事業内容としてはスーパーサイエンス総合推進事業を継続して行います。子どもたちの科学への興味関心を高めることを目的とし、「あいらぶサイエンス講座」の開催や、科学施設への研修、また11月に「サイエンスあいらんど」の開催を予定しています。

続きまして、左下の「心と体を育む教育の推進」に関する事業になります。1,032万円を計上しています。不登校の児童生徒に対し、適応指導教室を活用した支援やスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーによる家庭訪問や相談を行います。また関係機関と綿密な連携をとり、学校だけでは解決が困難な事案に対し、解決のための支援を行います。

2ページをご覧ください。「自然豊かな学校生活を送る」ための事業として、6,508万円を計上しています。特認校制度を利用している児童や通学にスクールバス・スクールタクシーを必要とする児童生徒に対しての運行に関する経費でございます。今後も安全な運行に努めてまいります。次に左下の「一人ひとりの教育支援」に関する事業として5,475万円を計上しています。特別支援教育支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童生徒に対して自立・社会参加に向けた支援を行ってまいります。右隣をご覧ください。「学校における働き方改革」に関する事業として869万円を計上しています。教職員の教育活動の充実と働き方改革の実現のため、教員業務の支援を行う支援員を配置する事業でございます。令和5年度は当初は4人配置し、9月から6人を追加で増員しました。令和6年度は当初から10人を配置予定です。

3ページをご覧ください。「小学校を管理運営する」事業になります。3億8,007万円を計上しています。学校教育課としては、小学校に派遣する英語活動協力員への謝金861万円、そのほか各小学校で必要とする消耗品費、備品購入費、図書購入費等を計上しています。

次に「中学校を管理運営する」事業になります。2億4,479万円を計上しています。各中学校で必要とする消耗品費、備品購入費、図書購入費等を計上しています。なお、令和6年度は中学校の教科書改訂が予定されています。以上です。

(社会教育課長・図書館事務局長)社会教育課の当初予算の概要について、別冊の予算概要説明資料で説明します。

資料の4ページをお開きください。「②社会教育の充実と生涯学習の推進」において、青少年の健全育成を目的に、子どもたちに郷土をフィールドにした自然体験や他学年との集団活動の機会をつくり、協調性や思いやりの心を育むための「AIRAふるさと学寮」、「AIRAふるさとチャレンジャー」、「あいら未来特使団事業」などの事業を実施する経費として300万円を計上しています。主な使いみちは、各事業の講師謝金や宿泊体験に伴う食材費、また青少年育成市民会議運営補助金などとなっております。なお、あいら未来特使団事業につきましては、今年度4年ぶりに日本一の山、富士登山に挑戦しましたが、来年度も富士登山に挑戦し、次年度以降

はコロナ禍で2年間実施しておりました、屋久島縄文杉登山と隔年で実施していきたくと考えています。

次に、同じく4ページの下段左の「家庭教育の充実」では、家庭教育学級や家庭教育フェスティバルの開催を通して「学び・つながる」場を提供し、地域全体による子育ての機運醸成を図るための経費として485万円を計上しております。主な使いみちとしましては、家庭教育フェスティバルの講師謝金をはじめ、家庭教育推進事業や成人学級、二十歳の式典の経費などを計上しております。また、市内の22の小中学校及び市立の4幼稚園において、家庭教育学級を開催するための経費を計上しております。

なお、本市におきましては、3期目となりますが、3年間の事業である国・県指定の「地域で支える家庭教育推進事業」のモデル市として50万円の補助が内定しており、財源の一部に充てることとしております。

次に資料5ページをご覧ください。上段左の「③スポーツ、文化・芸術活動の充実」の蒲生のクス保護増殖事業は、1,021万円を計上しております。国の特別天然記念物である「蒲生のクス」を守り、後世に伝えるため、平成29年度から国庫補助事業である「蒲生のクス天然記念物再生事業」に取り組んでおります。本事業は令和6年度までで完了となり、令和7年度に事業の報告書を作成する予定であります。これまでの事業の成果として、年3回の定期樹勢診断において、樹勢回復が確認されているようです。主な使いみちとしましては、土壌改良及び透水性踏圧防止舗装などの樹勢保護増殖委託料などになります。

最後に資料7ページをご覧ください。「④教育環境の充実」の公民館の運営・整備に係る経費として、公民館維持管理事業において、7,464万円を計上しております。

事業の内容としましては、始良公民館や蒲生公民館など市内11か所の公民館の管理運営経費や松原地区公民館の屋根の改修工事などです。主な使いみちとしましては、公民館運営審議会の開催経費や各公民館で勤務する会計年度任用職員の人件費をはじめ、始良・蒲生公民館の警備委託や空調・消防・浄化槽などの各種設備の点検に係る経費などを計上しております。なお、松原地区公民館におきましては、昨年6月の大雨で雨漏りがあり、現在、ブルーシートを張り応急処置をした状態ですが、来年度防水改修工事を行う予定です。

予算概要説明以外で今年度と異なる事業等について主なものを説明します。

定例教育委員会資料の54ページをご覧ください。右側の欄の2つ目の○印の芸術文化振興事業において、令和6年7月25日に本市の加音ホールで、第33回鹿児島県少年少女合唱祭始良大会が開催されますので、開催市負担金として30万円を計上しております。

次に資料の64・65ページをご覧ください。64ページの3つ目の○印の棕鳩十文学記念館管理運営事業において、高木となった松の樹木剪定等委託料222万8千円や駐車場のトイレについては、施設利用者の利用がほとん

どなく今後も台風等で屋根が飛散する恐れもあることから解体することとし、そのための工事費用 224 万 7 千円を計上しております。
最後に、資料の 67 ページをお開きください。右側の欄の○印の社会教育施設整備事業において、北山野外研修センターの施設利用の促進を図るために、トイレの簡易水洗工事費用 278 万 2 千円を計上しております。
社会教育課は以上となります。

続きまして、図書館事務局の当初予算を説明いたします。別冊の予算概要説明資料にもどっていただきまして、6 ページをお開きください。
資料下段の図書館の運営・整備について、中央図書館・加治木図書館維持管理事業で 8,181 万円を計上しております。主な使いみちとしましては、快適に利用できる施設として図書館環境の維持管理に努めるための、図書館システムの利用料や施設の機械点検及び清掃等の委託料などになります。また、令和 6 年度は図書館整備事業において、中央図書館の空調機更新工事のための経費も計上しております。

続きまして予算概要説明以外で今年度と異なる事業等について主なものを説明します。定例教育委員会資料の 57 ページをご覧ください。
右側の欄の一番下の○印の図書館活性化事業において、現在建設中の加治木複合新庁舎に加治木図書館も移転しますが、これに合わせて現在 17 時までの開館時間を中央図書館と合わせる形で 19 時までとする予定ですので、開館時間が長くなる分を補うため、10 月から常勤の会計年度任用職員を 1 名雇用するための経費 101 万 9 千円を計上しております。
次に、資料 60 ページになりますが、右側の欄の 3 つ目の○印の複合新庁舎建設関連事業において、こちらも新庁舎の加治木図書館の書架等の備品購入費として 4,730 万 6 千円を計上しております。
図書館事務局の説明は以上です。

(保健体育課長) それでは保健体育課の当初予算について説明します。

予算概要資料の 1 ページの下段の右側をご覧ください。

安定した学校給食の運営として、4 億 7,489 万円を計上しています。

令和 6 年度からの学校給食費の公会計化により、保護者の利便性の向上や業務の効率化を図ります。また、国の物価高騰対策を活用し安定的な学校給食の運営を行います。主な使いみちとしましては、給食を作る材料費 4 億 7,079 万円、会計管理システム経費 388 万円になります。財源としては、学校給食費等 4 億 4,047 万円、国の負担 3,000 万円、市の負担 442 万円です。

当初予算概要書の 4 ページ下段の右側をご覧ください。「③スポーツ、文化・芸術活動の充実」の生涯スポーツの推進として 709 万円を計上しました。健康で生きがいのある生活を過ごすために、スポーツやレクリエーションの普及を推進します。主な使いみちとしまして、全国大会等出場奨励金 300 万円、生涯スポーツ市民講座委託料 250 万円、駅伝競走大会等スポ

ーツイベント経費 159 万円となっています。財源内訳としては、駅伝競走大会の参加者負担等 63 万円、市の負担 646 万円です。

次に 5 ページをお開きください。上段の右側をご覧ください。「③スポーツ、文化・芸術活動の充実」のスポーツ施設の備品整備として 1,670 万円を計上しました。ビーラインスポーツパーク始良及び加治木複合新庁舎多目的ホールの体育備品を整備します。主な使いみちとしまして、体育施設備品 1,670 万円で、加治木複合新庁舎に多目的ホールが完成しますので、そのバレーボールの支柱など体育備品が主なもので、加えて新たに柔道の畳も整備いたします。財源内訳としては、県の負担 500 万円、市の負担 1,170 万円です。県の負担につきましては、柔道の畳が避難所用として使用も見込めるため、災害避難所用として申請し、交付金を活用するものです。

6 ページをご覧ください。上段の左側の「④教育環境の充実」の地域ぐるみの学校安全体制の充実については 89 万円を計上しました。スクールガードリーダーを配置し、危険箇所点検、見守り活動など、地域ぐるみで効果的・継続的に子どもの安全確保に向けた体制づくりを行います。主な使いみちは、スクールガードリーダー 4 名分の謝礼金 87 万円で、財源内訳としましては、県の負担 58 万円、市の負担 31 万円です。

次に上段の右側をご覧ください。学校給食施設の整備につきましては、2,479 万円を計上いたしました。安全安心で質の高い給食を提供するために、新しい学校給食センターの整備を推進します。整備にあたっては、PFI 手法による民間のノウハウを活用し効率的かつ効果的な施設整備を行います。主な使いみちとしては、PFI アドバイザリー業務委託 2,453 万円で、令和 5 年度からの継続事業となります。財源内訳は基金からの繰入れ 2,000 万円と市の負担 479 万円です。

なお、今後の予定としましては、7 月頃に PFI 事業者の募集を行いますが、総合評価一般競争入札で実施するため、公募による入札公告を行い、その後、応募のあった民間事業者の審査を経たのち、民間事業者を選定し、来年 2 月の市議会の議決を経て、令和 7 年度からの設計工事の着手に入る予定でございます。以上で保健体育課の説明を終わります。

教育長 各課の説明が終わりました。予算概要説明書でお気づきになったところはございますでしょうか。

委員 学校教育課にお尋ねします。学校の先生達の仕事を軽減するための教員業務支援委員は、先ほど 10 人とおっしゃいましたかね。その方々は一人で何校に行かれるのでしょうか。一人で複数校行く方もいると思うんですが。

事務局 (学校教育課長) 一人、一校になります。いま 10 校に 1 人ずつ配置しております。

教育長 学級数の多い学校に配置しています。特に教頭業務は多忙を極めるので、これは非常に助かっているというのがあります。ほかにございませんでしょうか。

委員 もう一つよろしいですか。スーパーサイエンス事業は、基金が毎年だんだんなくなっていくと思うのですが、今と同じような事業をすれば、あと何年間ぐらいできるのでしょうか。

事務局 (学校教育課長)現在の試算で申し上げますと、あと3年間継続は可能と考えております。

教育長 ファンドでしたので、いわゆる利子でこの事業をやろうとしていたんですけども、やっぱりかなり値崩れしてきまして、そのファンドを切り崩して向こう3年間それでいこうとなりました。それ以降は、一般財源化せざるを得ない、また、いろいろな寄付を集めてとか、そういったことを考えなくてはいけないと思います。

委員 ありがとうございます。

教育長 ほかにございませんでしょうか。
概要説明はこれで終了します。来年度の主な事業ということになります。議案第3号については一応説明が終わりましたけれども、皆さんもうご質疑ございませんでしょうか。
なければ質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第3号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 それでは異議なしと認めます。議案第3号「令和6年度始良市一般会計予算(教育費)に関する件」については、可決されました。
これはまた15日からの市議会に上程され、そこで審議されていきます。
次に日程第5、議案第4号「始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (社会教育課長)それでは80ページをお開きください。議案第4号「始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正に関する件」についてご説明いたします。
蒲生ふるさと交流館において、これまで古民具を展示・収納していた部屋を整理し、会議室等に活用することが可能になったことから、研修室とし

て新たに利用料金を設定し、令和6年度から貸出しを行うためのものです。なお、料金設定に関しましては、本市条例公民館の料金を参考に設定しております。資料の81ページに改め文の案、82ページに新旧対照表を参考として添付しております。

なお、条例の施行日については、令和6年4月1日を予定しております。以上で説明を終わります。

教育長 事務局の説明が終わりました。これから質疑を行います。何かご質疑ございますでしょうか。
倉庫といいますか、資料を入れていた所を研修室に変えるということで、料金設定ということです。
質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第4号は、事務局提案のとおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第4号「始良市蒲生ふるさと交流館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件」については、可決されました。
次に日程第5、議案第5号「始良市学校給食費等に関する条例施行規則の制定に関する件」を議題といたします。まず事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (保健体育課長) 議案第5号に入ります前に、本日机上配付の参考資料をご覧ください。
学校給食費を初めて市の当初予算として計上することになり、また、議案第5号 始良市学校給食費等に関する条例施行規則の制定に関する件にも関連がございますので、参考資料で令和6年度からの学校給食費について説明させていただきます。
まず、「1 概要」としましては、学校給食は、学校給食法により学校給食の食材は保護者の負担とされ、これまで各学校で学校給食費を集め管理してきましたが、始良市では、教員の業務負担軽減や保護者の利便性に加え、徴収・管理業務を一元化することで事務の効率化や安定的な学校給食の提供など、多くの効果が見込まれることから、令和6年4月1日から学校給食費及び幼稚園給食費を全て市で管理することになりました。
図をご覧ください。令和6年度の学校給食の提供に係る費用の内訳をおおまかに示してございます。施設設備費等と調理員の人件費の市の費用負担で、3億2,129万円、食材費が保護者の負担となり、4億4,047万円で、これに市の負担分として国の物価高騰対策3,000万円を加えた総額4億7,047万円が食材費となります。

次に「2 市で管理することによる変更点」が主に5点ございます。①学校給食費の納付先と管理が学校から市になります。②学校給食費の納付回数及び納付時期が市内の学校で統一されます。③指定金融機関による口座振替又は納付書払いになります。④学校給食費の滞納により遅延損害金が発生する場合があります。⑤食材納入業者に対する支払いは全て市から行います。

一番の大きな変更点としましては ②学校給食費の納付回数及び納付時期が市内の学校で全て統一されますというところです。これまで各学校で年間10回だったり、11回、あと夏休みの部分を取ったり、取らなかったりといろいろとまちまちでございました。これを今回の公会計化することによりまして一括統一ということにさせていただきます。

それから指定金融機関による口座振替ということで、これまでは選択できなかったゆうちょ銀行による口座振替ができるように手続きをとっているところです。併せて納付書払いということで、コンビニエンスストアでの支払いやバーコードによる電子決済にも対応するようにしております。資料の2ページをご覧ください。「3 学校給食費の額」、「(1)の期ごとの納付期限及び学校給食費の額」について説明します。

学校給食費を市で管理することに伴い、学校給食費の納付方法、納付期限、学校給食費の月ごとの徴収額を市立幼稚園、小学校、中学校ごとで統一します。学校給食費の額としては、表に示してあるとおり、幼稚園が月額4,300円、小学校が月額5,000円、中学校が月額5,800円になります。これまで小学校が4,000円から4,250円の間で幅がございました。それを物価高騰分としますと5,000円程度になる。中学校につきましては、これまでだいたい5,000円程度だったところを5,800円になります。それから幼稚園につきましては、取扱いが学校とは若干違いますが、1食単価でしかお示ししていなかったんですが、それは牛乳につきましては、加治木地区については幼稚園が発注して、支払いをしておりました。別棟では、一括して別棟の方で発注しておりました。その辺の取扱いが違いましたことから、統一させていただいて、市の方で全て支払いをやっていくということで、今回1食単価から月額4,300円をお示しさせていただいております。

「(2)の第11期の算定方法」についてですが、学校毎に給食提供日数が異なることから、その差については、3月の第11期の徴収額で調整を行います。11期の算定例を四角で囲んでございますのでご覧ください。

①の例が、給食提供日数190日、1食単価270円の場合で第11期の支額が1,300円、②の例が、給食提供日数195日、1食単価270円の場合で第11期の支払額が2,650円となります。

次に「4 令和6年度の学校給食費の軽減措置」について説明します。

本市では、令和4年度、令和5年度に国からの物価高騰対策の交付金を活用し、各学校及び給食センターに対して食材の物価高騰分の10%から18%を補助金として交付し、学校給食費を令和3年度の額から値上げすること

なく給食を提供してきました。

令和6年度の上半期分について、これまで同様、国からの物価高騰対策の交付金を活用し、学校給食費の軽減措置をとります。下半期分は、国の物価高騰対策がない場合、令和3年度以前のように給食の食材費の全額が保護者負担となります。

表をご覧ください。小学校の場合の試算例になります。給食提供日数が上半期90日、下半期105日、1食当たり単価が上半期240円、下半期が270円で試算したときの月ごとの支払額と軽減額が示してあります。

第1期から第5期分の上半期分については、物価高騰分として800円を月額为学校給食費から軽減し、本来5,000円の納付額が4,200円となり、合計で4,000円を軽減するものでございます。

なお、幼稚園では月額の軽減額が700円で年額3,500円、中学校では月額の軽減額が900円で年額4,500円の軽減額とする予定です。

次に「5 学校給食費の未納の債権譲渡手続き」について説明します。各学校では滞納整理簿を作成し、譲渡可能な債権について、その手続きを進めるために債務者に対して督促状を1月31日までに発送しました。

今後、3月31日までに支払いのない場合は、運営委員会へ決算報告をした後、学校と市で債権譲渡契約を締結し、債権者に対して8月頃、債権譲渡通知書の発送により債権の譲渡が完了することになります。債権譲渡通知書というのは、内容証明郵便として発送して、しっかりと証拠を残すという形でしております。

ここまでが学校給食費、参考資料の説明となります。

続きまして議案の説明に入ります。議案第5号「始良市学校給食費等に関する条例施行規則の制定に関する件」について説明いたします。

資料は83ページからになります。参考資料として逐条解説も事前配付しておりますので併せてご覧ください。

資料の84ページをお開きください。本施行規則につきましては、昨年、制定しました始良市学校給食費等に関する条例が令和6年4月1日から施行されるのに伴い、条例を施行するために必要な事項を規則として定めるもので、第1条にその趣旨を定めてあります。

第2条は用語の定義で、条例第2条において定めた定義をそのまま用いるものとします。

次に第3条ですが、学校給食の申込みについての定めで、88ページの様式第1号を学校給食費負担者から提出していただきます。

なお、令和6年度の学校給食の申込みについては、今年の9月から学校を通じて保護者等から申込み手続きをしていただいているところがございます。また、申込書の記載事項に変更が生じた場合も同様に申込書の届出をしていただきます。

第4条は、学校給食費の納付方法を定めており、口座振替又は納付書のいずれかの方法を選択いただきますが、様式第1号の申込書に記載欄を設け

てございます。納付書につきましては、コンビニでの支払いやバーコードによる電子決済にも対応します。

次に第5条では、学校給食費の納付期限を定めてあります。87ページの別表をご覧ください。第1期から第11期までの納付期限となっています。基本的に月の末日を支払期限としています。

次に第6条は、各期の学校給食費の額で、第1号では第1期から第10期までの給食費の額は幼稚園で4,300円、小学校で5,000円、中学校で5,800円となります。

第11期では、学校給食の提供を受ける者ごとに、学校給食費の総額、別に定める学校給食1食当たりの単価に学校給食の提供ができる状況にあった日数を乗じて得た額から、第1期から第10期までの学校給食費の合計額を差し引いて得た額を納付するよう定めてございます。

第6条第2項では、アレルギーなど食材の特別な配慮が必要な場合の措置を定めてあります。

次に85ページをご覧ください。

第7条では、学校給食費の額の調整について定めています。第1号では、病気や事故などの理由により5日以上の間、給食の提供を受けない場合第2号では、児童生徒等の転入転出の場合、第3号では、感染症防止対策や災害等の理由により、学校給食を提供できなかった場合、第4号では、食物アレルギー等の理由により、給食の全部又は一部をうけることができない場合、第5号では、その他市長が特に必要と認める場合の調整についてそれぞれ定めてあります。

次に第7条第2項では、給食費の額の調整について、最終月（第11期）で行うことの定めです。第7条第3項では、第11期で調整できない場合は、第10期以前の期で調整できるよう定めたものです。できない場合というのは、第11期で0円になった場合、徴収額がない場合は、その前の10期に遡って調整するといったような定めでございます。

第8条では督促について条例第5条で「期限を定めて、これを督促しなければならない。」と規定されていることから、規則により「納付期限の翌日から起算して20日以内に行うものとする。」と定めるものです。これは、市税や水道料など市の督促に関する期日と合わせています。

次に第9条ですが、学校給食費の額の通知について定めており、令和6年度当初予算が議会で議決されましたら、まずは、新年度の4月に入ってから学校を通してお知らせし、支払い通知書については、学校給食費負担者に対して教育委員会から郵送により送付いたします。

資料は86ページになります。

次に第10条ですが、学校給食費の還付充当について定めており、納付された学校給食費の額に過納又は誤納があった場合に還付する定めと、未納があった場合には過誤納分を未納分に充てることのできるよう定めてあります。

次に第 11 条ですが、遅延損害金についての定めであります。学校給食費は、地方自治法に基づく公債権には該当せず、市と学校給食費負担者との「対等な立場での契約に基づく」もとのとされ、民法に基づく私債権としての取扱いになります。公債権の場合は、「延滞金」として取り扱いますが、学校給食費の場合は私債権となり、遅延損害金として取り扱います。なお、学校給食費については、まずは文書、電話、家庭訪問などの納付指導により納付の働きかけを行います。税金のように差し押さえなどの強制執行権はないため、最終的な手段としては、訴訟手続きによる履行の請求をする場合などが考えられます。

次に第 12 条ですが、学校給食費の減免についての定めであります。

条例第 6 条で「市長は、特別な理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除できる。」と規定されていることから、規則の本条でその該当する事項を定めるものです。

第 12 条第 1 項第 1 号で天災その他これに類する災害を受け、学校給食費を納付することが困難と認められるときと定めています。なお、90 ページに減免申請書の様式を様式第 2 号として定めます。天災・地震・水害・火災等も該当すると考えられているところです。

次に第 13 条ですが、市立幼稚園に関して、学校給食費を準用する規定になります。

最後に附則になりますが、施行期日は条例の施行期日である令和 6 年 4 月 1 日として、準備行為は公布の日から出来るものとしております。

以上で説明を終わります。

教育長 ただいま事務局の説明が終わりました。委員の皆様方、何かご質疑ございませんでしょうか。
なければ質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第 5 号は事務局の提案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 5 号「始良市学校給食費等に関する条例施行規則の制定に関する件」については、可決されました。
次に日程第 7、議案第 6 号「始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (保健体育課長)議案第 6 号「始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の件」について説明いたします。
資料 92 ページになります。4 月 1 日からの始良市学校給食費等に関する

条例の施行に伴い、学校給食センターで行っていましたが学校給食費の決定、会計及び監査の業務を市で担うこととなりますので、本規則の所用の改正を行うものでございます。

条例の施行に伴い、第6条の給食費の決定及び納入、第7条の会計年度、第8条の監査について、学校給食センターにおいて実施する必要がなくなることから第6条から第8条を削除するものでございます。

また、第9条については、繰り上げて第6条にします。

附則といたしまして、施行期日を令和6年6月1日から施行するとしております。これは、令和5年度の会計は第7条の規定により4月1日から翌年の3月31日までとなっていますが、「その他については市の会計に準ずるものとする。」とされており、市の会計では地方自治法第235条の5に「普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。」と規定されており、学校給食費の会計も市の会計に準じて出納処理期間を5月31日までとしていることから、施行日を6月1日としているものでございます。

また、ただし書きの、「第8条の改正規定は、令和6年7月1日から施行する。」につきましては、5月31日の出納閉鎖後、6月中に会計監査及び決算報告を給食センターの運営委員会に対して行うことから、令和6年7月1日から施行するものとしたものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長 ただいま議案第6号について説明が行われましたが、委員の皆様何かご質疑ございませんでしょうか。
なければ質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第6号は事務局の提案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第6号「始良市立学校給食センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則の件」については、可決されました。
次に日程第8、議案第7号「始良市学校給食の給食費未納者対策に関する事務処理要領を廃止する訓令の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (保健体育課長) 議案第7号「始良市学校給食の給食費未納者対策に関する事務処理要領を廃止する訓令の件」について説明いたします。
始良市学校給食の給食費未納者対策に関する事務処理要領は、小中学校及び教育委員会が、これまでの学校給食費の未納に関し学校と教育委員会が連携して未納対策を行うための事務処理を定めたものでございますが、4

月 1 日からの始良市学校給食費等に関する条例の施行に伴い学校において未納対策の事務を行う必要がなくなることから、この訓令により事務処理要領を廃止するものでございます。

また、公会計化後の未納者に対する処置としましては、先ほど議案第 5 号で説明しました条例施行規則において、督促や遅延損害金の規定を定めています。

なお、廃止する事務処理要領に定めてあります訪問徴収、納入等の相談、法的措置については、今後、教育委員会で行うこととなります。

なお、施行期日は令和 6 年 4 月 1 日とします。

以上で説明を終わります。

教育長 今までの未納者対策についての訓令があったわけですが、それも廃止するということです。
何かご質疑ございませんでしょうか。
なければ質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第 7 号は事務局の提案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第 7 号「始良市学校給食の給食費未納者対策に関する事務処理要領を廃止する訓令の件」については、可決されました。
次に日程第 9、議案第 8 号「始良市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する告示の件」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (保健体育課長) 議案第 8 号「始良市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する告示の件」について説明いたします。
資料は 97・98・99 ページとなります。97 ページにつきましては本日机上配付したものが正となります。それから 98 ページは改正後の告示案となります。99 ページは新旧対照表となっておりますのでご覧ください。
始良市立学校給食センター運営要綱は、始良市立学校給食センターの運営に関し必要な事項を定めたものでございます。
4 月 1 日からの始良市学校給食費等に関する条例の施行に伴い、学校給食センターにおいて、学校給食費の会計に関することや物資の購入に関するものを行う必要がなくなることから、所用の改正を行うものでございます。
まず、業務内容として第 2 条第 2 号において、「学校給食の運営及び会計に関すること」と規定されていますが、「会計」を削除いたします。
次に、第 6 条に物資の購入に関する規定がございますが、これまで学校給

食センター運営委員会において了承を得た業者から入札によって決定した業者から購入しておりましたが、市では入札参加資格審査により登録された業者の中から業者を決定することとなることから第6条を削除するものでございます。すでに、現在、給食物資を納入している業者に対しては、令和6年度からの入札資格審査の申請を市の工事監査課に対して行っていただいております。

また、第8条については、委任として、これまで給食センターの運営に関し必要な事項は運営委員会が別に定めるとしていましたが、給食センターの運営に必要な各種運営マニュアルなど必要な事項は教育委員会が定めていたことから実態に即して改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

教育長 運営委員会を教育委員会に改めるということですが、何かご質疑ございませんでしょうか。
なければ質疑なしと認めます。
お諮りします。議案第8号は事務局の提案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって議案第8号「始良市立学校給食センター運営要綱の一部を改正する告示の件」については、可決されました。
議案はこれで終了いたしました。

次に日程第10、事務連絡に入ります。
委員の皆様方から何かございますでしょうか。
なければ事務局から事務連絡ありますか。

なければ行事予定に入っていきます。教育総務課からお願いいたします。
(各課より順次説明)

教育長 ただいまの行事予定について委員の皆様方、何かご質問ございますか。

それでは、以上で本日の議事を全て終了いたします。
お諮りします。本日の議事録の字句の軽微な訂正等については、当局に一任していただきたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

全員 はい。

教育長 異議なしと認めます。よって、議事録の軽微な字句の訂正は、当局にご一任いただきました。以上で、令和6年第2回教育委員会定例会を終了いた

します。皆さまご苦労様でした。

全員

ありがとうございました。